

岡山県脳卒中の医療連携体制を担う医療機関等届出実施要領

1 目的

この要領は、岡山県保健医療計画に基づき、脳卒中の医療に関して、県民の適切な医療機関の選択や医療機関等が自主的・主体的に行う連携に向けた取組の促進に資するよう、県が急性期、回復期、維持期等の経過に応じて求められる医療機能を担っている医療機関等の情報を把握し公表するため、医療機関等が県に対して行う届出の内容、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 医療機関等による届出

- (1) この要領に基づき届出を行う医療機関等は、病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所（この要領において「医療機関等」という。）とする。
- (2) 医療機関等は、自らの責任において、脳卒中に係る医療機能について、県に対し3に定める様式により届出を行うこととする。この場合において、県は、必要と認めるときは、医療機関等の管理者に対し届出の内容を確認し、又は訂正を依頼する。
- (3) 医療機関等の管理者は、毎年県が指定する日までに前年度に提供した治療実績等について報告するものとする。

3 届出の様式

(1) 新規の届出

医療機関等は、新たに届出を行うときは、次の様式により、届出を行うものとする。

- ア 岡山県脳卒中医療連携体制を担う医療機関届
- イ 添付書類：「医療機能調査票1」（別紙様式1）
- ウ 添付書類：「医療機能調査票2」（別紙様式2）

(2) 変更の届出

医療機関等は、届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに、次の様式により、変更の届出を行うものとする。

- ア 岡山県脳卒中医療連携体制を担う医療機関変更届
- イ 添付書類：「医療機能調査票1」（別紙様式1）
- ウ 添付書類：「医療機能調査票2」（別紙様式2）

(3) 辞退の届出

医療機関等は、辞退するときは、速やかに、次の様式により、辞退の届出を行うものとする。

岡山県脳卒中医療連携体制を担う医療機関辞退届

4 公表

県は、2により届出のあった医療機関等の名称等を、保健福祉部医療推進課のホームページに登載して公表する。この場合において、新規の届出については、原則として、届出のあった月の翌月の5日までに公表し、変更の届出及び辞退の届出については、速やかに、変更又は削除する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月9日から施行する。
- 2 平成20年6月に行われた届出については、4の後段の規定にかかわらず、6月24日までに届出のあったものに限り7月4日までに公表する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。